

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】企業年金（企業型DC・DB）の契約体系について	P1
【コラム】届出手続きのオンライン化と法令改正の背景	P7

企業年金（企業型DC・DB）の契約体系について

1. はじめに

企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」）および確定給付企業年金（以下「DB」）は、加入者等の拠出金や年金資産を取り扱う制度であり、資産の分別管理・運用指図の取り扱い、記録管理、給付裁定および情報提供など幅広い業務が発生します。今月号ではその企業型DCやDBの導入に際して一般に締結している契約の体系を説明します。両制度それぞれに独自な契約体系を整理することを目的としています。

2. 企業型DCの契約体系（全体像）

企業型DCで締結する契約は「資産管理業務」「運営管理業務」「投資教育業務」の3種類に大別されます。以下、区分ごとに契約の根拠法令や規定しておくべき事項の概略について説明します。

（1）資産管理業務

- 確定拠出年金法（以下「DC法」）第8条の定めに基づき、企業型DCを実施する事業主は、給付に充てるべき積立金について、次のいずれかに掲げる契約を資産管理機関と締結しなければならないとされています。
 - （ア）信託会社、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約
 - （イ）生命保険会社を相手方とする生命保険の契約
 - （ウ）農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約
 - （エ）損害保険会社を相手方とする損害保険の契約
- 企業型DCを実施する事業主に選定された資産管理機関は、当該事業主との間で締結する契約に基づき資産管理を実施することとなります。当該契約内容は、具体的にはDC法施行令第9条及びDC法施行規則第8条に定める要件を満たすことが必要です。
- 当該法令に基づき、信託会社との間で資産管理業務に関する契約を締結する場合、信託会社との間で締結することが必要となる契約の内容は＜図表1＞の通りです。

＜図表1＞信託会社との間で締結することが必要となる資産管理業務に関する契約の内容

関連法令	内容
DC法 施行令 第9条	給付に充てるべき積立金に係る契約について、信託会社等を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約の場合、企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であって、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）を受益者とするもののうち、DC法施行規則第8条の「要件」に該当するものであること。

DC法 施行規則 第8条	<ul style="list-style-type: none"> 企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であって、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産があるものに限る。）を受益者とするものであること。 企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。 当該契約に基づく信託財産に係る金銭の支払は、当該企業型年金の給付を支給する場合に限り、行われるものであること。ただし、企業型年金規約に基づいて当該金銭の支払を企業型年金の実施に要する事務費に充てるときは、この限りでない。 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）を信託金として払い込むものであること。 当該契約に係る信託財産は原則、事業主に返還しないものであること。
--------------------	--

- 「りそな銀行」が資産管理機関となる場合、「資産管理契約」として「確定拠出年金特定金銭信託契約書」および付随する協定書などを締結することになりますが、当該契約に定めている項目とその概略は＜図表2＞の通りです。

＜図表2＞「確定拠出年金特定金銭信託契約書」における主な記載事項

項目	記載事項概略
信託金	初回入金額
受益者	受益者を「規約に定める加入者または運用指図者」とする
受益者代理人	受益者保護のため選任される者（⇒詳細は末尾の「ご参考」）
運用	記録関連運営管理機関の通知のみに基づき運用
信託業務の委託	信託業務の一部について再信託受託者に委託できるもの
受託者の再信託受託者に関する選任監督責任等	再信託受託者の選任監督責任と委託者に対する受託者責任を有する旨
給付	記録関連運営管理機関の指図に基づき信託財産から支払えるものを記載
事務費の支払	
租税・事務費用	
信託報酬	計算や徴収時期等の規定（「りそな銀行」の場合は別出しで詳細に規定）
代表委託者の行う行為	代表委託者が非代表委託者にかわってまたは非代表委託者を代表して行う行為（共同委託契約の場合のみの規定）

（2）運営管理業務

- DC法第7条第1項の定めに基づき、企業型DCを実施する事業主は、運営管理業務の全部または一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができるものとされています。
- さらに同条第2項の定めに基づき、確定拠出年金運営管理機関は、委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができるとされています。
- 上記中の「運営管理業務」についてはDC法第2条第7項に規定されており、「記録関連業務」と「運用関連業務」の両方を総称したものになります。その概略は＜図表3＞の通りです。

＜図表3＞「運営管理業務」の内訳とその概略

業務内訳	概略
記録関連業務	<p>次のイからハまでに掲げる業務</p> <p>イ　加入者等^(※)の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知</p> <p>ロ　加入者等^(※)が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会への通知</p> <p>ハ　給付を受ける権利の裁定</p>
運用関連業務	運用の方法の選定及び加入者等 ^(※) に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供

（※）企業型年金加入者・企業型年金運用指図者・個人型年金加入者・個人型年金運用指図者の総称

- ・運営管理業務については確定拠出年金運営管理機関に「全部」を委託することが一般的であり、そのうえで確定拠出年金運営管理機関は運営管理業務の「一部」として記録関連業務を「記録関連運営管理機関」に再委託することが一般的です。
- ・「りそな銀行」が確定拠出年金運営管理機関となる場合、「企業型確定拠出年金に係る運営管理契約書」を締結します。なお、受託する運営管理業務の料金内容については、この契約書内の別紙「企業型運営管理契約に係る料金規程」において詳細に定めるような構成をとっています。
- ・「りそな銀行」の「企業型確定拠出年金に係る運営管理契約書」における主な記載事項は＜図表4＞の通りです。

＜図表4＞「企業型確定拠出年金に係る運営管理契約書」における主な記載事項

項目	記載事項概略
前文	「りそな銀行」を運営管理機関として運営管理業務を委託
委託業務	運営管理業務（記録関連業務・運用関連業務）を委託
業務の再委託	運営管理業務のうち「記録関連業務」のみを記録関連運営管理機関に再委託すること及び「りそな銀行」と同等の義務を負うこととするもの。
信託報酬	計算や徴収時期等（「りそな銀行」の場合は契約書内の別紙で詳細に規定）

（3）投資教育業務

- ・DC法第22条の定めに基づき、企業型DCを実施する事業主は、事業主の責務としていわゆる投資教育（企業型DCの加入者や運用指図者に対する資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置）を継続的に講ずるよう努めなければならないとされています。
- ・一方でDC法第97条の定めに基づき、確定拠出年金運営管理機関は企業型DCを実施する事業主の委託を受けて上記のような投資教育を行うことができるとされています。つまり投資教育は、事業主自らが実施するほか、確定拠出年金運営管理機関に委託する方法も認められているということです。
- ・「りそな銀行」が確定拠出年金運営管理機関として投資教育業務の委託を受ける場合、「投資教育業務に係る委託契約書」を締結します。その主な記載事項は＜図表5＞の通りです。

＜図表5＞「投資教育業務に係る委託契約書」における主な記載事項

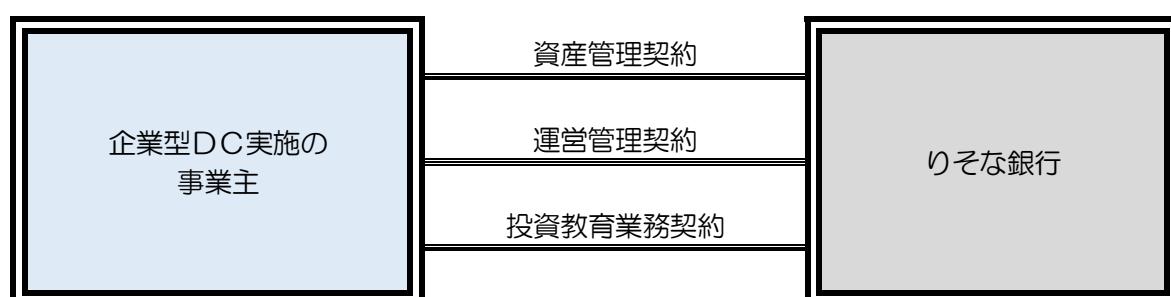
項目	記載事項概略
前文	「りそな銀行」を運営管理機関として投資教育業務を委託
委託業務	法令解釈通知※で示された「加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容」に沿った業務を委託
委託料	投資教育業務に関する委託料の内容および計算方法等を記載（委託料の金額詳細は「別表」で記載）

（※）厚生労働省年金局長から地方厚生（支）局長あて通知の「確定拠出年金制度について（平成13年8月21日 年発第213号）」中、「第3 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項」

【ご参考 その1】

「企業型DCを単独で実施する事業主」が「資産管理業務」「運営管理業務」「投資教育業務」のすべてを「りそな銀行」と締結する場合の相関図は、＜図表6＞の通りです。

＜図表6＞企業型DCの契約の相関図



3. DBの契約体系(全体像)

DBで締結する契約（DBには規約型と基金型の2タイプがありますが、本稿では企業型DCとの比較を明確にするため、規約型を対象とします。）は資産管理運用業務に関する契約とそれ以外の契約（業務委託契約・総幹事業務契約等）に大別されます。以下、区分ごとに契約の根拠法令や規定しておくべき事項の概略について説明します。

(1) 資産管理運用業務

- 確定給付企業年金法（以下「DB法」）第65条の定めに基づき、DBを実施する事業主は、給付に充てるべき積立金について、次のいずれかに掲げる契約を資産管理運用機関と締結しなければならないとされています。また、「金融商品取引業者を相手方とする投資一任契約」を締結することも可能です。
 - （ア）信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
 - （イ）生命保険会社を相手方とする生命保険の契約
 - （ウ）農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約
- DBを実施する事業主に選定された資産管理運用機関は、当該事業主との間で締結する契約に基づき資産管理と運用を実施することとなります。当該契約内容は、具体的にはDB法施行令第38条及びDB法施行規則第68条に定める内容であることが必要です。
- 当該法令に基づき、信託会社との間で資産管理運用業務に関する契約を締結する場合、信託会社との間で締結することが必要となる契約の内容は＜図表7＞の通りです。

＜図表7＞信託会社との間で締結することが必要となる資産管理業務に関する契約の内容

関連法令	内容
DB法 施行令 第38条	信託の契約は、以下に該当するものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none">・給付に要する費用に充てることをその目的とする信託（運用方法を特定するものを除く。）であって、受給権者を受益者とするものであること。・信託会社等が、当該DBの毎事業年度の末日における未払金等の合計額を下回らない金額を支払準備金として保有するものであること。・DB法施行規則第68条で定める「事項」を定めていること。
DB法 施行規則 第68条	上記の信託契約の「事項」について次のような定めあり。 <ul style="list-style-type: none">・事業主が掛金を規約で定める日までに信託金として払い込むものであること。・信託会社等が当該DBの毎事業年度の末日における当該契約に係る信託財産についての貸借対照表及び損益計算書を当該事業年度終了後三月以内に事業主に提出するものであること。・信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の氏名又は名称

- 「りそな銀行」が資産管理運用機関となる場合、「資産管理運用契約」として「年金信託契約書」および付随する協定書などを締結することになりますが、当該契約に定めている項目とその概略は＜図表8＞の通りです。

＜図表8＞「年金信託契約書」における主な記載事項

項目	記載事項概略
信託財産	初回入金額
受益者	受益者を「規約に定める受益者」とする
信託管理人及び受益者代理人	受益者保護のため選任される者（⇒詳細は末尾の「ご参考」）
運用	受託者との協議に基づき委託者が作成した運用指針に基づき運用
信託業務の委託	信託業務の一部について再信託受託者に委託できるもの
支払金	委託者の指図に基づき信託財産から支払えるものを記載
信託報酬	計算や徴収時期等の規定（「りそな銀行」の場合は別出しで詳細に規定）
報告書の提出	決算月、報告期限（＝作成基準日後2カ月以内）
代表委託者の行う行為	代表委託者が非代表委託者にかわってまたは非代表委託者を代表して行う行為（共同委託契約の場合のみの規定）

(2) 業務委託

- ・DB法第93条の定めに基づき、DBを実施する事業主は、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を次に掲げる法人に委託することができるものとされています。
 - (ア) 信託会社又は信託業務を営む金融機関
 - (イ) 生命保険会社
 - (ウ) 農業協同組合連合会
 - (エ) 企業年金連合会
 - (オ) DB法施行令第67条の規定に基づき厚生労働大臣が指定した法人（年金数理業務を年金数理人が実施し、業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力や社会的信用、経営的基礎を有するとされる法人）
- ・上記のとおり「業務を委託する」ことが「できる」とされているものの、適正な数理計算が求められること等の理由から業務委託先に「業務を委託する」ことが一般的です。また、複数の委託先選定も可能ではあるものの1社に集約することが一般的です。
- ・さらにDB法施行令第66条の定めに基づき、DBの事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならないこととされています。
- ・DBを実施する事業主に選定された委託先は、当該事業主との間で締結する契約に基づき委託された業務（主に年金数理に関する業務や管理業務）を実施することとなります。
- ・「りそな銀行」が当該委託先となる場合、「業務委託契約書」を締結します。その主な記載事項は＜図表9＞の通りです。

＜図表9＞「業務委託契約書」における主な記載事項

委託業務	記載事項概略
数理業務	<ul style="list-style-type: none">・少なくとも5年ごとに実施要の掛金再計算・財政決算に係る計算事務（責任準備金、最低積立基準額及び積立上限額の計算等）・継続基準、非継続基準に基づく掛金再計算
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・拠出金額の計算補助・給付金額の計算補助・給付金の支払いに関連する事務・加入者、年金受給者等の記録管理補助

(3) 総幹事業務

- ・DBを実施する事業主は、複数の資産管理運用機関を選定することも可能です。
- ・この場合、複数の資産管理運用機関のうちの1社を総幹事会社として選定のうえ、当該総幹事会社と委託者との間で総幹事業務契約を締結することが一般的です。
- ・「りそな銀行」が総幹事会社となる場合、資金決済業務（拠出金配分、給付金回収、資産移受管等）を総幹事会社経由で実施するものとして「総幹事業務契約書」を締結します。その主な記載事項は＜図表10＞の通りです。
- ・また、上記契約に付随して、資金決済業務に関する事務実施協定に相当するものとして「幹事業務及び制度管理業務の事務実施に関する協定書」を、すべての資産管理運用機関との間で締結します。

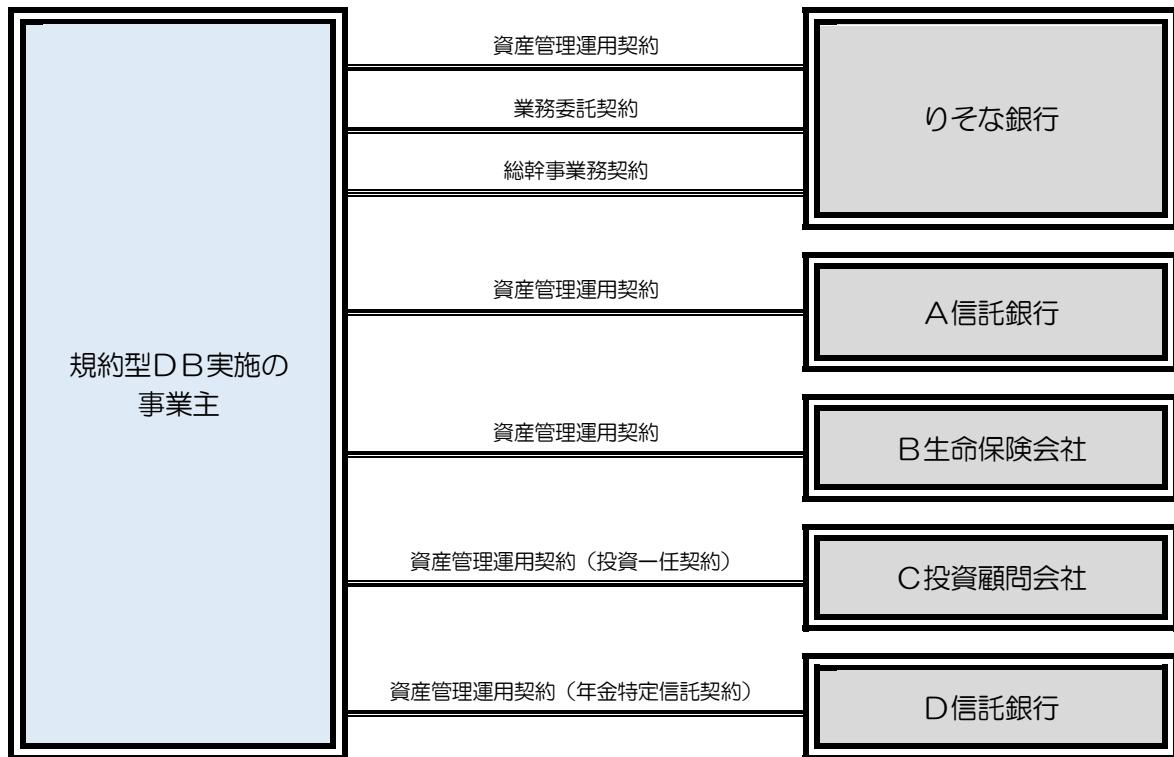
＜図表10＞「総幹事業務契約書」における主な記載事項

項目	主な記載事項概略
総幹事業務	<ul style="list-style-type: none">・拠出金相当額の各資産管理運用機関への配分・給付金相当額の各資産管理運用機関からの回収・業務委託手数料の各資産管理運用機関からの回収および業務委託受託者への送金
指図方法等	払込割合や負担割合に基づく配分額や回収額の計算および各資産管理運用機関への通知
報告事項	資金授受等の都度または年金資産の元本異動状況の定期的報告

【ご参考 その2】

「規約型のDBを単独で実施する事業主」が「資産管理運用業務」を「りそな銀行」「A信託銀行」「B生命保険会社」「C投資顧問会社（年金特定信託契約はD信託銀行）」と、「業務委託契約」と「総幹事業務契約」は「りそな銀行」と締結する場合の相関図は、＜図表11＞の通りです。

＜図表11＞規約型DBの契約の相関図



(注1)上記契約の他に、「事業主」「りそな銀行」「A信託銀行」「B生命保険会社」「D信託銀行」を契約当事者とする「幹事業務及び制度管理業務の事務実施に関する協定書」も締結することとなります。また、資産管理運用業務によって、資産管理業務を別の信託銀行に委託している場合があります(「りそな銀行」は該当します)ので、その場合、当該別の信託銀行も含めた協定書を締結することとなります。

(注2)資産管理運用業務を投資顧問業者(「C投資顧問会社」)に委託する場合、法令上、C投資顧問会社と「投資一任契約」を、信託銀行(「D信託銀行」)との間で「年金特定信託契約」を締結する他に、「事業主」「C投資顧問会社」「D信託銀行」を契約当事者とする協定書を締結し、「D信託銀行」は、「C投資顧問会社」の運用指図に従い資産管理を行います。

【ご参考 その3】「信託管理人」と「受益者代理人」について

- 企業型DCの資産管理業務や規約型DBの資産管理運用業務として信託銀行を採用する場合、当該契約の「同意者」の立場で契約締結の当事者として「信託管理人」や「受益者代理人」を選定していただくことが必要となります。「信託管理人」とは信託法上、受益者が現に存在しない場合に受益者保護のため選任される者(次格要件は信託法第124条により「未成年者」「受託者」のみ)で、受益者が現に存在する場合は「受益者代理人」と読み替えられます。

	信託管理人	受益者代理人
根拠条項	信託法第123条	信託法第138条
選任期間	受益者が現に存在しない場合	受益者が現に存在する場合

- 企業型DCでは、掛金拠出段階で受益者確定という整理につき、「受益者が現に存在しない場合」はありえないため「受益者代理人」のみを置くこととなります。
- 一方で規約型DBでは、年金や一時金の受給権が発生した場合に受益者が存在することになります。つまり、受給権発生前後で受益者の有無が変わるため、信託契約上は「信託管理人」「受益者代理人」が並存するものです。

4. おわりに

上記のとおり、企業型DCおよびDBの契約体系はそれぞれに独特的の構成となっており、多岐にわたる内容が含まれています。これらの契約書を逐一読み解くことは非常に労力を要しますが、契約体系の正確な把握は制度の円滑な運営や適切な管理において非常に重要であると思われます。制度導入後の運営に携わる方々やこれから導入を検討される方々にとりまして、本稿で示した契約体系の全体像や概要整理がその一助となれば幸いです。

(信託年金営業部 インサイドビジネス室 高田 貴基)

届出手続きのオンライン化と法令改正の背景

国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第95号）の公布により、2025（令和7）年10月1日付で確定給付企業年金法施行規則の一部が改正されました。当該改正内容（以下、「2025（令和7）年10月の法令改正」という。）について、基金型DB制度を導入しているお客さまから問い合わせがあり、営業担当Aさんはお客さまに回答するため、上司のB課長に改正内容を確認しました。今回は、そのやり取りを通じて、法令改正のポイントを整理します。

Aさん：B課長、私が担当している基金型DBのお客さまから2025（令和7）年10月の法令改正について問い合わせがありました。2025（令和7）年10月の法令改正は、届出手続きのオンライン化に関する事実であることはおおよそ理解していましたが、なかなか難しく全体像がつかめていません。2025（令和7）年10月の法令改正に関して、ご教示いただけないでしょうか。

B課長：そうですね。今回の法令改正は届出手続きのオンライン化の側面が強いのですが、実はオンライン化は一気に始まったわけではなく段階的に制度が整備されてきました。まず、2020（令和2）年12月28日付で確定給付企業年金法施行規則の一部が改正されました。この法令改正（以下、「2020（令和2）年12月の法令改正」という。）では、裁定請求の際に必要な生年月日を証する書類の提出を省略できるようになりました。住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）から取得した情報を使えば、住民票や免許証のコピーが不要になる仕組みです。

Aさん：それは、基金側が企業年金連合会を通じて住基ネットから情報を取得すれば、受給権者が生年月日を証する書類の提出を省略することができるということでしょうか。

B課長：その通りです。企業年金連合会が住基ネットから氏名・住所・生年月日などの情報を取得して、基金に提供することで、受給権者が生年月日を証する書類を提出する必要がなくなったのです。

Aさん：そうなのですね。では、2020（令和2）年12月の時点では、裁定請求の届出手続きはまだ紙ですが、添付書類は条件を満たせば、省略できるようになったということですね。

B課長：ただし、この住基ネット情報を利用するためには、企業年金連合会と業務委託契約を締結する必要があり、またそれに伴い基金規約の変更が必要になる場合があることに注意が必要ですでの、該当のお客さまがすでに企業年金連合会と業務委託契約を締結しているのかを確認して対応するようにしてください。

Aさん：ありがとうございます。そして2025（令和7）年10月の法令改正でいよいよ裁定請求の届出手続きがオンラインでできるようになったのですね。

B課長：そうですね。裁定請求書をオンラインで提出することが可能になりましたね。さらに、「署名用電子証明書が送信されることにより確認が行われた場合」でも、生年月日を証する書類の添付を省略することになりました。

Aさん：署名用電子証明書とは何でしょうか。

B課長：署名用電子証明書はマイナンバーカードに記録されているものでインターネット等で情報を送信する際に、その送信内容が本人からの送信で間違いないことを証明するために送信に際して添付されるものです。今回の法改正では＜図表1＞にあるようにその他さまざまな届出手続きがオンラインでできるように改正されています。

＜図表1＞2025（令和7）年10月の法令改正によりオンラインで可能となった手続き一覧

オンラインで可能となった手続き一覧	
1. 事業主が行う基金への氏名変更の届出	
2. 受給権者の氏名・住所変更の届出	
3. 年金・一時金・未支給・遺族給付の裁定請求	
4. 老齢給付金の支給開始後5年以内に一時金を請求する場合に必要な「特別な事情があることを明らかにすることができる書類」の提出	
5. 死亡の届出・現況確認の届出	

Aさん：未支給の給付や遺族給付の請求をする際には「受給権者と請求者の関係を示す書類等」、遺族が死亡の届を提出する際には「受給権者の死亡を証する書類」が必要になるかと思いますが、これらの書類も省略することができるのでしょうか。

B課長：いいところに気が付きましたね。Aさんの言う通り届出手続きだけがオンライン化されても添付書類の省略ができる手立てがないと、結局紙が手続き上で残ります。まだ利用はできませんが、基金が情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて確認できるようになれば、当該書類等の添付は不要になります。また、2026（令和8）年4月の法令改正では、厚生労働省令で定める場合に該当する受給権者が死亡した場合には、従来必要とされていた死亡の届出を省略できることが明記されています。現時点では、どのような場合が該当するのかまだ明確にされていませんので、今後の動向に注目してください。

Aさん：わかりました。裁判請求、住所変更などの届出手続きがオンラインでできるようになると便利ですね。でも、こういう法令改正は、基金側の業務にもいろいろ影響が出てきそうですね。

B課長：まさにその通りです。こうした届出手続きのオンライン化に対応するためには、基金が給付規程や文書管理規程を定めている場合には、給付規程や文書管理規程の改定が必要になります。例えば、オンラインによる届出でも対応が可能である旨を記載する改定が必要になります。さらに、今回の法令改正に伴って基金規約の変更も不可欠です。オンラインによる届出を正式な届出手続きとして追加することや、届出にあたってどのような場合に添付書類の省略が可能であるかといったことを規定する必要があります。

Aさん：そうなのですね、法令改正に合わせて基金諸規程や基金規約も見直していかないと、基金事務で混乱が起きそうですね。

B課長：そうですね。基金諸規程や基金規約の改定は単なる文言修正ではなく、業務プロセス全体の再設計につながる重要な作業です。

Aさん：届出手続きがオンライン化されると、これまで受給権者から受領していた紙の届出書などを受領することがなくなり、保管スペースの削減や在宅勤務でも処理できる業務が増えるなど、業務効率化にもつながりそうですね。

B課長：オンライン化は単なる利便性の向上だけではなく、BCP対応やガバナンス強化にも寄与します。今回の法令改正は、お客さまに業務プロセス全体を見直していただく良いきっかけになりますね。

Aさん：ご教示いただきありがとうございました。ご教示いただいた内容をもとに、お客さまからのご質問に回答しようと思います。

B課長：よろしくお願ひします。

＜図表2＞オンライン化に伴う法令改正

施行時期	主なポイント
2020（令和2）年12月28日施行	・住基ネット活用により生年月日を証する書類の添付の省略が可能に
2025（令和7）年10月1日施行	・各種届出手続きのオンラインによる申請が可能に ・各種届出手続きに必要な添付書類が要件を満たすと省略可能に
2026（令和8）年4月1日施行	・厚生労働省令で定める場合に該当する受給権者が死亡した場合には、死亡の届出の省略が可能に

（信託年金営業部 フロントサポートグループ 宇野 匠範）

企業年金ノート 2026（令和8）年1月号 No.693

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行（企業年金・iDeCoのお客さま）: <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>